

尾道市立市民病院入院時使用物品レンタル・提供業務委託 プロポーザル実施要領

1 この要領は、業務の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

- (1) 業務名 尾道市立市民病院入院時使用物品レンタル・提供業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務の目的 入院時に、患者が使用する物品をセットでレンタル可能とすることにより、入院準備時の負担軽減や、入院期間中に必要物品を搬入することができない患者の利便性の向上を図るため、入院患者のうち希望者に対して物品のレンタル・提供を行う。
- (3) 業務概要 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日から5年間

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施します。

4 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 国税及び市税(全税)の滞納がないこと。
- (5) 代表者又は自社の役員等が、尾道市暴力団排除条例(平成24年条例第13号)第2条第2号又は第3号に該当しないこと。
- (6) 公告の日において、日本国内において当院と同等程度の病院で入院時使用物品レンタル・提供業務を継続して3年以上実施している実績を有する者であること。

5 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和3年8月2日(月)
② 質問書受付期限	令和3年8月10日(火)まで
③ 質問書回答	令和3年8月16日(月)まで
④ 参加申込書提出期限	令和3年8月19日(木)まで
⑤ 参加申込書の確認結果の通知	令和3年8月24日(火)まで
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和3年8月24日(火)から 令和3年9月3日(金)まで
⑦ 企画提案書の審査(プレゼンテーションの実施)	令和3年9月中旬予定
⑧ 審査結果の通知	令和3年9月下旬予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和3年10月上旬予定

6 参加手続

(1) 実施要領等の確認

① 公表日

令和3年8月2日(月)

② 公表方法

尾道市立市民病院(以下「当院」という。)ホームページ

③ 入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、当院のホームページからダウンロードできます。

④ 質問の受付及び回答

㊦質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票(様式第1号)によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

㊧受付期間

令和3年8月2日(月)から令和3年8月10日(火)午後5時までとします。
(受信確認は午前9時から午後5時までの間)

㊨提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

尾道市立市民病院総務人事課

E-mail : byoin@city.onomichi.hiroshima.jp

電話番号 : 0848-47-1155 (代表)

㊩回答方法

令和3年8月16日(月)までに随時、当院ホームページに掲載します。

(2) 参加申込書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領等及び尾道市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

㊦参加申込書（様式第2号）

㊧参加申込書等受領書（様式第3号）

参加表明書受付時、当院担当者が受付印を押印の上、提出者に返却する。

郵送で提出する場合は、84円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

㊨添付書類

○財務諸表

直近の決算に係る貸借対照表、損益計算書（損益計算書については、入院時使用物品レンタル・提供事業に係るものも併せて提出のこと。）

○登記事項証明書（写し可。3か月以内のもの）

法務局が発行する履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

○印鑑証明書（写し可。3か月以内のもの）

法務局が発行する印鑑証明書

○市税完納証明書市内の事業者に限る。（写し可。3か月以内のもの）

（市内の事業者に限る。）

○消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可。3か月以内のもの）

管轄の税務署で交付される、納税証明書「その3 未納税額のない証明用」（消費税及び地方消費税に係るもの）又は「その3の2」、「その3の3」でも可とする。

㊩業務受託実績書（様式第4号）

② 提出期限

令和3年8月19日(木)午後5時必着

③ 提出場所

尾道市立市民病院総務人事課

〒722-8503 広島県尾道市新高山3丁目1170番地177

④ 提出方法

提出期限内に持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法により提出期限必着）

⑤ 提出部数

提出書類各1部

(3) 参加資格審査と結果の通知

尾道市病院事業管理者は、参加表明者の参加資格を審査し、その結果「参加資格確認結果通知書」により通知する。

(4) 企画提案書等の提出

① 提出書類

㊦提案提出書（様式第5号）

㊧企画提案書（任意様式）

企画提案書には、次に掲げるテーマについて記載し、A4版で作成すること。

- 経営状況・事業実績
- 当院へ支払う管理手数料
- 提供する商品及び運用方法
- 請求方法・問い合わせ対応
- 災害対応
- 社員への教育、研修等
- その他の提案

㊨提案書等受領書（様式第6号）

提案書受付時、当院担当者が受付印を押印の上、提出者に返却する。

郵送で提出する場合は、84円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

㊩その他提出物品

○使用物品サンプル。ただし、同一物品のサイズ違い、色違いは、任意の一点で可。

② 提出期間

令和3年8月24日（火）から令和3年9月3日（金）まで（受付時間帯は、土日祝日及び年末年始の休業日を除く午前9時から午後5時までとします。）

③ 提出場所

尾道市立市民病院総務人事課

〒722-8503 広島県尾道市新高山3丁目1170番地177

④ 提出方法

直接持参してください。

⑤ 提出部数

提出書類各1部

企画提案書のみ提出部数は、正本1部、副本9部とします。

(5) プレゼンテーションの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーションを行います。（日程等は後日通知します。）

応募事業者が多数の場合は企画提案書の内容をもとに一次選考を行い、選考に通過した事業者のみプレゼンテーションを実施します。また、当院がプレゼンテーションの実施が適当でないと判断した場合は、プレゼンテーションを実施しない場合があります。その際には提出いただいた企画提案書の内容をもとに審査し、必要に応じて聞取りを行います。

なお、企画提案書の提出者が1者の場合でも当該企画競争は成立します。

7 受託候補者の選定

(1) 選定手順

企画提案書等の審査は、当院が設置する「プロポーザル審査委員会」が行います。

(2) 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、(プレゼンテーション内容)等を審査基準に基づき総合的に評価します。

なお、本業務の基本的な考え方については別添仕様書のとおりとします。

(3) 受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。なお、同点の場合は、提案品の金額及び管理手数料を勘案して受託候補者を決定します。

(4) 最低基準点の設定

各審査者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

8 審査結果

審査結果は、令和3年9月下旬以降、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」を電子メール及び文書で送付し、その後当院ホームページでも公表します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

9 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

10 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しません。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めません。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で本業務に係る審査以外には利用しません。

(4) 当院が追加資料の提出を求めることがあります。

11 情報公開及び提供

当院は企画提案者から提出された企画提案書等について、尾道市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本業務の受託候補者決定前において、その決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とします。

12 留意事項

(1) 失格事項

企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ①提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ②提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③本説明書等で示された提出書類等について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑦前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

- ① 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を当院に請求することはできません。
- ② 企画提案書は、1 事業者につき 1 案とし、複数の提案はできません。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しません。
- ④ 提出期限後における企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。
(当院からの指示があった場合を除く。)
- ⑤ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑥ 企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は速やかに書面により、担当課へ届け出てください。
- ⑦ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、尾道市情報公開条例（平成 12 年尾道市条例第 8 号）に基づき公開することがあります。
- ⑧ 参加申込者は、本プレゼンテーションの実施後、不知又は内容の不明を理由と

して、異議を申し立てることはできません。

- ⑨ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑩ 電子メール等の通信事故については、当院はいかなる責任も負いません。

13 問い合わせ先

尾道市立市民病院 総務人事課総務係

〒722-8503 広島県尾道市新高山3丁目1170番地177

電話番号：0848-47-1155（代表）

E-mail：byoin@city.onomichi.hiroshima.jp